

砥部町コミュニケーション支援事業実施要綱

平成 19 年 1 月 19 日

砥部町告示第 215 号

(目的)

第 1 条 この告示は、ノーマライゼーションの理念に基づき、手話若しくは要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）が、手話通訳又は要約筆記（以下「通訳」という。）を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者（以下「通訳者」という。）を派遣するコミュニケーション支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって聴覚障がい者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(派遣の対象)

第 2 条 町長は、次に掲げる場合において、町内に在住する身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者等で通訳を必要とすると認めるものについて、通訳者を派遣する。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合
- (2) 財産、労働その他の権利義務に関する場合
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校その他の公的機関と連絡調整を図る場合
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- (5) 冠婚葬祭等の地域生活及び家庭生活に関する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の対象としない。

- (1) 営利を目的としている場合
- (2) 政治活動又は宗教活動に関する場合
- (3) 個人の遊興娯楽に関する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が事業の対象とすることが適当でないと認めた場合

(派遣時間及び区域)

第 3 条 通訳者の派遣時間は午前 8 時から午後 6 時までとし、対象となる区域は愛媛県内とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(派遣の申込み)

第 4 条 事業を利用する場合において、個人にあってはときは遅くとも派遣を受けようと

する日の7日前、団体にあつては遅くとも1箇月前までに砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者）派遣申込書兼依頼書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず閉庁時において病気、事故等緊急の場合に限り、直接通訳者に通訳を依頼することができる。この場合において、直接通訳者を依頼したものは、開庁後、遅滞なく町長に連絡し、指示を受けなければならない。

（派遣の依頼）

第5条 町長が派遣の必要を認めたときは、砥部町コミュニケーション支援事業派遣申込書兼依頼書（様式第1号）により、愛媛県聴覚障害者協会又は愛媛県要約筆記サークル連絡協議会（以下「受託者」という。）へ依頼するものとする。

- 2 受託者は前項の規定により町長から派遣依頼があつたときは、速やかに派遣する通訳者を決定して町長に通知するものとする。

（派遣の決定）

第6条 町長は、前条の規定により受託者から通知があつたときは、砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者）派遣通知書兼決定通知書（様式第2号）により通訳者の派遣申込者へ通知するものとする。

（聴覚障がい者等の負担）

第7条 事業に係る利用料金は、無料とする。

（報告書の提出）

第8条 通訳者は、通訳業務終了後その内容等を記録し、利用者の確認を受けた後、遅滞なく砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳・要約筆記）業務報告書（様式第3号）を受託者に提出するものとする。

（派遣料の請求及び支払い）

第9条 受託者は、前条の報告書を受け取った場合は、業務の実績について検査を行い、「砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳・要約筆記）委託料請求書（様式第4号）」及び「砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳・要約筆記）委託料内訳書（様式第5号）」を作成し、当該月分を翌月10日までに町長へ請求するものとする。

- 2 前項に規定する請求をするときの派遣費用の単価は、契約により別に定めるものとする。

（遵守事項）

第10条 受託者及び通訳者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）受託者は、通訳者の健康に配慮する。

（2）受託者は、通訳者を依頼する際には、1人の通訳者が連続して通訳する時間を

3 時間以内とする。

(3) 受託者は、研修の機会を設ける等、通訳者の技術と知識の向上に配慮する。

(4) 通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

(5) 通訳者は、聴覚障がい者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

(6) 通訳者は、職務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 54 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 29 日告示第 215 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日告示第 8 号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員）派遣申込書兼依頼書

砥部町長 様

申請日 年 月 日（ 曜日）

申 込 者	氏 名 等			
	住 所	※必ず記入してください。 〒 TEL () FAX () 代理人が申し込む場合の代理人の氏名・連絡先 ()		
派 遣 年 月 日		年 月 日（ 曜日）		
派 遣 予 定 時 間		時 分 から 時 分 まで		
通 訳 の 内 容				
通 訳 場 所				
待 ち 合 わ せ 時 間		時 分	待ち合わせ場所	
聴覚障がい者等人数		※団体での申込みの時は必ず記入してください。 人		
事前に知らせて おく内容				
備 考				

- （1）申込書は、原則として事前に提出してください。なお、依頼の概要、参考資料等があれば添付してください。
（2）閉庁時で、病気、事故等により急を要するため、通訳者に直接派遣を依頼する場合には、通訳終了後速やかに提出してください。
（3）団体行事等について申し込む場合には、できるだけ通訳配置図及び資料を添付してください。

年 月 日

様

上記内容にて通訳者の派遣を依頼します。

砥部町長



様式第2号（第7条関係）

砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員）派遣通知書兼決定通知書

年 月 日

砥部町長 様

年 月 日付けで申込みのあった通訳者の派遣について、次のとおり通知します。

派遣年月日	年 月 日（ 曜日）		
派遣予定時間	時 分 から 時 分 まで		
通訳の内容			
通訳場所			
待ち合わせ時間	時 分	待ち合わせ場所	
派遣する 手話通訳者			
緊急時の連絡先			
備 考			

※ 待ち合わせ時間から 30 分を過ぎてもお越しいただけないときは、通訳者は、帰る場合がありますので御了承ください。

年 月 日

様

上記内容にて通訳者の派遣を決定します。

砥部町長



砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳・要約筆記）業務報告書

年 月 日

砥部町長 様

通訳者氏名

活 動 日	年 月 日（ 曜日）		
※ 派 遣 時 間	時 分 から 時 分 まで		
申 込 者		通 訳 内 容	
通 訳 場 所		対 象 者	人

上記内容を確認しました。

申込者署名

内容、感想、通訳上の問題点等を記入			
通訳活動に要した経費 (交通費等)	円	交 通 手 段	公共交通機関（ ） 車（ k m） バイク（ k m） その他（ ）

※ 待ち合わせ時間から通訳終了までの時間。ただし、食事のための休憩時間は除く（記入は5分単位）。

年 月 日

砥部町長 様

協 会 長 印

砥部町コミュニケーション支援事業(手話通訳・要約筆記)委託料請求書（ 月分）

標記事業に係る経費について、次のとおり請求します。

一金 円

砥部町コミュニケーション支援事業（手話通訳・要約筆記）委託料内訳書

派遣日	申込者	派遣通訳者	派遣実時間	委託料請求時間	交通費等
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円
			: ~ :	時間	円

※ 派遣請求時間は、派遣ごとに1時間単位とし、派遣時間が30分以上の場合は切り上げ、30分未満の場合は切り捨てるものとする。